

番 号 : 151191

国 名 : コートジボワール

担当部署 : 農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

案件名 : 内水面養殖再興計画策定プロジェクト (評価・モニタリング能力強化)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価・モニタリング能力強化
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2016年3月上旬から2016年5月上旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.40M/M、現地 1.50M/M、合計 1.90M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
3日	45日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 2月17日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。

なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	評価・モニタリング能力強化に係る各種業務
対象国/類似地域	アフリカ/全世界
語学の種類	仏語若しくは英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 :
黄熱 : 入国に際してイエローカード(黄熱病予防接種証明書)が必要です。

6. 業務の背景

コートジボワール国民にとって、水産物は第一の動物性タンパク源（年間一人当たり消費量 13 キロ）であるとともに、生産、加工、流通等、関連活動従事者の重要な収入創出手段となっていることから、食料安全保障及び水産業振興の観点から、水産物の生産増が求められている。

同国の水産物消費量は年間 304 千トン（2011 年）であるが、水産物の国内生産量は年間約 56 千トンに留まり、278 千トンを輸入に依存している（ただし約 30 千トンを輸出）。国内生産の 94%、約 52 千トンは漁業生産（採捕）、残り 6%、約 3 千トンが養殖による。しかしながら、漁業生産の約 75%を担う零細漁業が対象とする水産資源は国内生産量に対し飽和状態であり、企業型漁業の衰退も進み、同国の漁業生産量は減少傾向にある。今後大きな漁業生産量の増大が見込めない中、政府は養殖による水産物の国内生産増大に大きな期待をかけている。（出典：「畜産・漁業・養殖に関する年次統計報告書（2011）」、動物・水産資源省統計・計画局）

同国では、かつて政府、民間、ドナー関係者により養殖事業が盛んに行われ、技術開発や能力開発、普及活動に力を注ぎ、その生産量は徐々に伸びつつあった。しかしながら 2000 年以降の内戦本格化に伴い養殖活動は中断を余儀なくされ、養殖生産量は減少した。その後 10 年にわたる内戦終結後、養殖の再開を果たした農家の他、商業的に養殖を開始する民間事業者も出ているが、復活できずに養殖池を放棄した養殖家も多い。また、政府研究機関等による養殖技術開発や研究者育成に係る機能回復は十分ではなく、同国の養殖振興の阻害要因となっている。

かかる状況下、政府は 2014 年に「畜産・漁業・養殖振興戦略計画（PSDEPA：2014－2020）」を策定し、養殖生産量の増大を目標とする開発戦略を提示した。本政策を実行に移すためのツールとして、アクションプランや技術普及等に係るガイドラインが必要とされているが、制度、技術、研究、環境等、多様化した課題に対し、限られた人材と財政資源の中で、体系的かつ包括的な取組みを行うことは困難な状況にあり、作成に至っていない。更にカウンターパート機関である動物・水産資源省（MIRAH）養殖・漁業局、統計・計画局及びその他の関係者の計画策定、プロジェクト実施及び評価・モニタリング等に係る能力強化が課題となっている。

これらの課題解決のため、コートジボワール政府は日本政府に対し、日本の持つ養殖技術やアジア・アフリカにおける養殖協力の経験及び知見を活用し、同国における養殖振興に必要なツール策定や人材育成を進め、生産性の向上を図るため、「内水面養殖再興計画策定プロジェクト（PREPICO）」の実施を要請した。

要請を受け、機構は 2015 年 3 月～4 月に詳細計画策定調査団を派遣し、内水面養殖開発アクションプランの策定、パイロット・プロジェクトの実施、技術ガイドラインの策定、養殖セクター関係者の能力強化等を目的とした技術協力の実施に関し、動物・水産資源省との間で協議議事録（M/M）の署名を行った。また、2015 年 12 月には、同省との間で討議議事録（R/D）の署名を行った。

本協力を進めるに当たって、カウンターパートは JICA プロジェクトチームとともにプロジェクトの進捗確認や内部評価の実施、合同調整委員会の開催等、適切なプロジェクト運営を行う必要がある。また、プロジェクトが政策や開発計画の実現に資するとともに、プロジェクトの実施結果を政策や開発計画に適切な形でフィードバックする必要がある。しかし、長期の内戦によりプロジェクトが実施されてこなかったことから、カウンターパート機関のプロジェクト運営能力が低下しており、評価・モニタリング手法の技術指導が必要とされている。本協力は開発計画調査型技術協力であるが、先方政府からの強い要望から、技術協力プロジェクトに倣いプロジェクトの評価・モニタリングを行い、中間レビューを実施することを R/D にて規定している。プロジェクト開始に先立ち、カウンターパートに対して評価・モニタリング手法の習得と政策及び開発計画と密接な関係をもって適切なプロジェクト運営を行うことが求められており、本専門家の派遣により、能力強化を図ることとする。

7. 業務の内容

本業務は、同省派遣の「漁業・養殖技術アドバイザー」専門家の協力を得ながら、カウンターパートと協働で MIRAH のプロジェクト運営、評価・モニタリング手法を向上させ、プロジェクトによる政策や開発計画の実現とプロジェクト実施結果の政策や開発計画へのフィードバックを効率的に行う体制を整備することを目的とする。

具体的な業務内容は以下のとおり。

- (1) 国内準備期間（2016年3月上旬）
 - ①MIRAHの組織体制及び業務内容、水産政策及び開発計画を確認する。
 - ②JICAの「技術協力プロジェクト等モニタリング執務要領」等、プロジェクトの評価・モニタリング手法について理解を深める。
 - ③プロジェクト関係資料（事前評価表、詳細計画策定調査報告書等）を確認し、プロジェクトの内容及び方向性について把握する。
 - ④現地派遣期間の業務計画書（案）を作成し、監督職員及びJICAコートジボワール事務所の確認を受け、必要に応じ修正する。
- (2) 現地派遣期間（2016年3月中旬～2016年4月下旬）
 - ①現地派遣期間に実施すべき業務の計画をワークプラン（仏文）に取纏め、カウンターパート及びアドバイザー専門家と、業務工程、業務方針について詳細を打合せる。
 - ②MIRAHが管轄するプロジェクトの管理、評価・モニタリング手法を把握し、実施状況を確認する。
 - ③MIRAH統計・計画局及びPREPICOカウンターパートに対し、プロジェクト運営、評価・モニタリング手法の講習を行う。
 - ④MIRAHが管轄するプロジェクトをひとつ選択し、カウンターパートとともに実際にプロジェクト管理、モニタリング、評価を実施する。
 - ⑤PREPICOのプロジェクト運営、評価・モニタリング方針（案）を策定する。
 - ⑥MIRAHにおけるプロジェクト運営、評価・モニタリングに係る手法を資料として取纏める。（和文・仏文）
 - ⑦現地業務結果報告書（仏文）を作成し、カウンターパート機関に提出・報告する。
- (3) 帰国後整理期間（2016年4月下旬）
 - ①専門家業務完了報告書（和文）を作成し、監督職員に報告する。
 - ②帰国報告会やプロジェクト関係者との打合せに出席する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（4）専門家業務完了報告書とする。

- (1) 業務計画書（和文5部）

本専門家派遣の業務内容全般につき、日本側関係者と共有するために作成。業務の具体的な内容やスケジュール（案）等を記載。
- (2) ワークプラン（仏文10部）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的な内容やスケジュール（案）等を記載。
- (3) 現地業務結果報告書（仏文10部）

記載項目は以下のとおり。

 - ①業務の具体的内容
 - ②業務の達成状況
- (4) 専門家業務完了報告書（和文5部）

記載項目は以下のとおり。

 - ①業務の具体的内容
 - ②業務の達成状況
 - ③業務実施上遭遇した課題とその対処
 - ④プロジェクト実施上での残された課題（各種研修教材の作成にかかわるもの）
 - ⑤その他

作成した「プロジェクト運営、評価・モニタリング手法」（和文・仏文）を参考資料として添付すること。

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、東京⇒ドバイ⇒アビジャン⇒ドバイ⇒東京を標準とします。

(2) 臨時会計役の委嘱

報告書翻訳等の一般業務費については、当機構コートジボワール事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2016年3月15日～4月30日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地滞在専門家は、以下のとおりです。

- ・ 漁業・養殖技術アドバイザー（長期派遣専門家）

③ 便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

なし

エ) 通訳備上

必要に応じ現地で英仏通訳の備上が可能です。

オ) 現地日程のアレンジ

あり

カ) 執務スペースの提供

あり

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム（TEL:03-5226-8409）にて配布します。

- ・ 「内水面養殖再興計画策定プロジェクト」事前評価表
- ・ 「内水面養殖再興計画策定プロジェクト」詳細計画策定調査報告書

② 契約締結後、以下の資料を配布します。

- ・ 「技術協力等モニタリング執務要領」

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② PCM、モデレータ経験があることが望ましい。

- ③コートジボワール国内での作業においては、機構の安全管理措置を遵守するとともに、機構総務部安全管理室、コートジボワール事務所の指示に従い十分な安全対策措置を講じることとします。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載して下さい。
- ④本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談して下さい。

以上